

障害者総合福祉法に対する精神障害者の意見

障害者総合福祉法を考える時、国連の障害者権利条約との関連を考慮することが重要だと思います。精神の病を持っている多くの人たちが日頃感じている、幾つかの要望を以下に示します。

①入院について

原則的には閉鎖病棟を廃止していく方向を検討して欲しいと思います。

入院の形態を任意入院、措置入院、緊急対応入院と区別して、それぞれに的確な対応をしてください。

保護者制度は廃止し医療保護入院はやめてください。

②社会への啓蒙啓発について

精神障害者は独自の理解しがたい人間だと未だに考えているような人たちがいます。精神障害に陥るのは特別な人ではなく、ごく普通の人でも過労や睡眠不足から病を引き起こす場合が多いのです。又、統合失調症などは心の病というより、脳内のある物質が影響して発病するのではないかと、現在では解明が進んでいます。

精神障害者が街の中で普通に暮らすという取り組みが日本では非常に遅れているといわれていますが、此の10年程を探ると東京や横浜などでグループホームで暮らし、良好な暮らしを続けている人たちが増えてきました。こうした試みは今後ますます増えて行くものと考えますが、受け皿となる社会が差別や偏見を薄めていかなければ、双方が問題なく暮らす環境は整いません。

したがって、精神の病気への偏見や差別を払拭する為、広範な社会へ働きかけ、病気をきちんと理解していく機会(精神病認識と理解の為の講座など)を開催して欲しいと切望致します。

③障害者作業所、地域活動センター、グループホーム等について

どうしても働くことが出来ない病の重い人たちがいます。しかしながらこうした人たちが家に落ち着いていられる場も殆どありません。少しでも仕事が出来ない人は切り捨てるのではなく、仕事は出来なくても、仲間の中で自分の居場所をつくりたい、居場所が欲しいという人たちもいます。一つの形態へ押し込めようとするのではなく、多様な形態を認めてほしいのです。

その為にも、応益応能負担は廃止して下さい。

お金が無いためデイケアセンターへ行くことが出来なくなったと家に引きこもってしまった患者が大勢います。

④障害者年金の確立と助成金の要望について

障害者は障害の度合いにより級が決められ、障害者年金を受給できる場合が多いのですが、障害の程度が軽いと年金は安く、生活保護の基準にも遠く及びません。軽い障害なら働けるだろうという見込みがあるのだと思いますが、実際3級であっても働けない人がほとんどです。

親の保護を受ける事の出来ない障害者の為に、なんとか生活出来る年金を支給して下さい。

無年金障害者をなくし、生きる権利を認めて下さい。

心の病に陥りますと完治が難しいのです。

部屋代や光熱費、必要な学習の為に印刷物等々、働けない中にも維持費を出し合って支えあっていますが、公的援助が必要です。

ボランティアの方々に応援して頂けるとしても運営には専門知識を持つ職員が必要なのです。職員に対しての最低賃金保障を明確に示せなければ、職員に働いて頂く事も出来ません。精神に病を持つ人たちの状態を悪化させない為には、患者を各家庭に自己責任と追いやるのではなく、社会的に見守り支援していく方向を求めたいと考えています。

NPO 法人全精連

山口 光雄

pr.a. helper

地域格差